

医療法人徳洲会 宇治徳洲苑

短期入所療養介護重要事項説明書

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 医療法人徳洲会 宇治徳洲苑
- ・開設年月日 平成 27 年 6 月 1 日
- ・所在地 京都府宇治市槇島町石橋 1 4 5 番
- ・電話 番 号 0 7 7 4 - 2 5 - 7 1 1 0
- ・ファックス番号 0 7 7 4 - 2 0 - 2 3 3 1
- ・管理者名 施設長 後藤 修一
- ・介護保険指定番号 第 2 6 5 1 2 8 0 0 4 8 号

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能維持・向上訓練、その他必要な医療と日常生活上の援助などの介護老人保健施設サービスを提供することで、利用者様の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者様が在宅での生活を 1 日でも長く継続できるようなサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[医療法人徳洲会 宇治徳洲苑の運営方針]

「当施設は、利用者様の自立を支援し、在宅復帰および在宅生活継続をはかると言う目的を達成するため、日常生活動作を主とした機能維持・向上を中心に明るく家庭的な雰囲気を有し在宅並びに地域社会との結びつきを重視した運営を行う。」

(3) 施設基準

職員の職種、基準人員数及び職務の内容

- | | |
|----------------|---------------------------------|
| 1) 医師 | 1 名 (利用者の医学的管理を行う) |
| 2) 薬剤師 | 非常勤 1 名 (薬の調剤と服用に関しての説明) |
| 3) 看護職員 | 1 0 名以上 (診療の補助・療養上の援助) |
| 4) 介護職員 | 2 4 名以上 (機能維持向上に伴う必要な介護・日常生活援助) |
| 5) 管理栄養士 | 1 名 (栄養管理及び栄養指導業務) |
| 6) 理学療法士 | 1 名 (機能維持及び向上を目指した日常生活動作訓練) |
| 7) 作業療法士・言語聴覚士 | 1 名 (機能維持及び向上を目指した日常生活動作訓練) |
| 8) 支援相談員 | 1 名 (利用者及び家族の相談援助) |
| 9) 介護支援専門員 | 1 名 (施設における介護計画の作成) |

勤務時間

日勤	全職種	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
早出 遅出	介護職員	7 : 0 0 ~ 1 5 : 3 0 1 1 : 3 0 ~ 2 0 : 0 0
夜勤	看護職員 介護職員	1 6 : 3 0 ~ 翌 9 : 0 0

(4) 入所定員等

- ・定員100名（療養室 個室【従来型】12室 4人室【多床室】22室）
- ・短期入所療養介護の利用定員数は、利用者様が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(5) 利用対象者

- ・当施設は介護保険法での「介護老人保健施設」として運営しておりますので、利用対象者は要介護1～要介護5の認定を受けられた方のみになります。

2. サービス内容

①サービス計画の立案

②食事サービス（食事は原則として食堂で喫食していただきます）

朝食 8時00分～ 昼食 12時00分～ 夕食 18時00分～
おやつ 15時00分～

③入浴サービス（週に最低2回ご利用いただきます。一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者様には特別浴槽で対応します。ただし、利用者様の身体の状態に応じて清拭となる場合があります）

④医学的管理・看護

⑤介護サービス

⑥リハビリテーションサービス

⑦相談援助サービス

⑧栄養管理

⑨理美容サービス（月2回）

⑩行政手続代行サービス

⑪その他

*これらのサービスの中には、利用者様の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、ご了承ください。なお、ご不明な点は事務所でお願いします。

3. 介護保険被保険者証の確認

施設ご利用にあたっては、介護保険被保険者証に記載されている「要介護状態区分等」および「認定の有効期間」の確認をさせていただきます。

4. 短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護は、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当事業所を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者様の療養生活の質の向上および利用者様のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者様に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者様・ご家族様の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようにします。

5. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び負担割合証に記載の割合によって利用料が異なります。）

(2) 居住費・食費（日額）

利用者負担段階	居 住 費		食 費
	個室（従来型）	多床室	
第1段階	550円	0円	300円
第2段階	550円	430円	600円
第3段階①	1,370円	430円	1,000円
第3段階②	1,370円	430円	1,300円
第4段階	1,880円	610円	1,600円

※食費にはおやつ代は含まれません。

※入所・退所日及び外泊される当日・帰苑された当日の食費はいただきます。

★居住費・食費の利用者負担段階について

利用者負担段階	対 象 者		
第1段階	生活保護受給者		
第2段階	世帯全員が 市町村民税 非課税	合計所得金額＋年金収入額が 年額80万円以下	かつ、預貯金等の合計が650万円 (夫婦の場合1,650万円)以下
第3段階①		合計所得金額＋年金収入額が 年額80万円～120万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円 (夫婦の場合1,550万円)以下
第3段階②		合計所得金額＋年金収入額が 年額120万円を超える	かつ、預貯金等の合計が500万円 (夫婦の場合1,500万円)以下
第4段階		第1段階～第3段階以外の方（世帯課税）	

(3) その他の料金

- ① 日用品費 150円/日(希望者)
- ② 理美容代 実費(希望者 カット代2,200円から)
- ③ 電気代 50円/日(希望者 電化製品一点につき)
- ④ 娯楽教養費 実費(施設での生活の充実を目的とする活動の費用です。)
- ⑤ クラブ活動・行事費 実費
- ⑥ おやつ代 150円/日(希望者)
- ⑦ 病衣リース代 110円/日(希望者)
- ⑧ 私物洗濯 月額上限4,400円(希望者 週2回集配)
- ⑨ 予防接種代 インフルエンザ 実費・新型コロナワクチン 実費
(予防接種には市町村からの助成が受けられる場合があります)
- ⑩ 各種文書料 1,100円～
- ⑪ 個室代 2,600円/日(上記表以外の特別な居室料)

(4) 支払い方法

- ・お支払いは、原則、自動引落としでのお支払いとなります。
- ・毎月15日前後に、前月分の請求書を発送いたしますので、引き落とし日（26日、銀行が休業日の場合は翌営業日）までに入金をお願いいたします。また、手続きが間に合わない等の場合は、請求書記載の口座にお振込み下さい。収納後に領収書を発行させていただきます。
- ・万一、利用者様及びそのご家族様（又は代理人様）が利用料金の支払いを滞納した場合は、保証人がその責任のもとに保証限度額範囲内で支払う義務があります。

6. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

・協力医療機関

名 称 : 宇治徳洲会病院

診療科目 : 内科・神経内科・呼吸器内科・消化器内科・心臓血管内科・外科・整形外科・心臓血管外科・皮膚科・泌尿器科・眼科・歯科口腔外科・産婦人科・小児科・麻酔科・リハビリテーション科・放射線科

住 所 : 京都府宇治市槇島町石橋145番

電話 : 0774-20-1111

・協力歯科医療機関

名 称 : 宇治徳洲会病院 歯科口腔外科

住 所 : 京都府宇治市槇島町石橋145番

電話 : 0774-20-1111

7. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、火災感知器、防火扉 等
- ・防災訓練 年2回（1回は夜間又は夜間想定）
災害による被災を受けた場合には、下記、被災状況報告窓口への連絡および被災状況報告書の提出をします。
- ・宇治市被災状況報告窓口・・・市長公室危機管理課0774-22-3141

8. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会・・・午前9時～午後8時。
事務所にて面会簿を記入いただき、「面会許可証」を見えるように携帯してください。
- ・外出・外泊・・・介護老人保健施設の理念をご理解いただき、積極的に「外出」「外泊」をして頂くようお願いいたします。その際は必ず詰所へ申し出て手続きをしてください。
- ・飲酒・喫煙・・・飲酒は禁止、喫煙については、健康増進法第25条の定めにより、受動喫煙防止のため全館喫煙を禁止としています。
- ・設備・備品の利用・・・詰所にお申し出ください。
- ・所持品・備品等の持込・・・詰所でお尋ねください。
なお、補聴器、携帯電話等電子機器類の持ち込みは可能ですが、損傷や紛失等した場合、補償できませんのでご了承ください。
- ・金銭・貴重品の管理・・・原則としてお預かりすることができません。
必要以外の金銭・貴重品の持ち込みはお控えください。
- ・ペットの持込・飼育は禁止しております。
- ・入所利用中、職員は利用者様にサービス計画に基づき可能な限りの支援をさせていただきますが、転倒等の危険予知には限界がある事をご理解、ご了承ください。

- ・メール登録・・・家族様への一斉連絡にメールを活用しています。利用者様1人につき2人まで登録をお願いします。
- ・本事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備します。
 - (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
 - (2) 継続研修 年1回

9. 緊急時等の対応方法

- ・緊急時の連絡・・・施設利用中に利用者様の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者様及びそのご家族様が指定する者、利用時の主治医（かかりつけ医）に対し緊急に連絡します。
- ・当施設は利用者様に対する短期入所療養介護の提供等により事故が発生した場合、利用者様又はそのご家族様が指定する者、利用者様に係わる居宅介護支援事業者及び市町村の介護保険担当課へ連絡するとともに、救急処置等の当施設で定める事故発生時の対応方法に基づく必要な対応を行います。緊急の場合には、「短期入所利用同意書」にご記入いただいた連絡先または保証人に連絡します。なお、連絡先等に変更があった場合は、必ずご連絡ください。

10. 事故発生時の対応

利用者様に対する事故が発生した場合には、速やかにご家族様等に連絡するとともに、関係市町村及び担当の主治医へ連絡するなど速やかな措置を講ずることとします。

11. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して施設サービスを受けていただくために、利用者様の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

12. 要望及び苦情等の相談

当施設には相談援助の専門職として支援相談員や施設ケアマネジャーが勤務していますので、当施設の提供する介護老人保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、ご遠慮なくご意見をお寄せください。その他、各フロアに備えつけられた「ご意見箱」もご利用ください。

●当施設以外の相談・苦情窓口として以下の連絡先があります。

京都府国民健康保険団体連合会・・・075-354-9090

宇治市介護保険課・・・・・・・0774-20-8731

※お住まいの市町村介護保険課

13. 第三者による評価の実施状況

- (1) 第三者評価受審の有無 無し
- (2) 第三者評価の最終受審日及び機関 非該当
- (3) 第三者評価受審結果の公表の有無 非該当

14. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

この「重要事項説明書」の内容につきましては、介護保険法令等により、変更になる場合があります。

短期入所利用同意書

介護保険サービス（短期入所） 重要事項説明書の説明年月日

令和 年 月 日

上記、重要事項説明書の内容について「介護保険法に基づく介護老人保健施設の
人員等の基準に関する条例（平成 24 年 7 月 27 日京都府条例第 30 号）」に基づき利
用者に説明を行いました。

事業者 所在地 京都府宇治市槇島町石橋 1 4 5 番

法人・施設名 医療法人徳洲会 宇治徳洲苑

代表者名 理事長 東上 震一

代表代理 施設長 後藤 修一

説明者名 _____

宇治徳洲苑へ短期入所利用するにあたり、上記、説明年月日に重要事項説明書を受領し、説明者による説明を受け、これらを十分に理解・納得しました。再度、介護保険サービス（短期入所）を利用する際に、重要事項の内容に変更がない場合の説明は不要です。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

保証人 住 所 _____

氏 名 _____

別紙

※在宅強化型

●個室【従来型】の基本料金（在宅強化型）

要介護度	負担割合 1 割	負担割合 2 割	負担割合 3 割
要介護 1	841 円	1,682 円	2,523 円
要介護 2	917 円	1,834 円	2,751 円
要介護 3	984 円	1,968 円	2,951 円
要介護 4	1,044 円	2,089 円	3,133 円
要介護 5	1,103 円	2,206 円	3,309 円

●多床室の基本料金（在宅強化型）

要介護度	負担割合 1 割	負担割合 2 割	負担割合 3 割
要介護 1	926 円	1,853 円	2,779 円
要介護 2	1,005 円	2,011 円	3,016 円
要介護 3	1,072 円	2,144 円	3,216 円
要介護 4	1,132 円	2,263 円	3,395 円
要介護 5	1,192 円	2,385 円	3,577 円

① その他各種加算

項目に記載の場合に加算される料金になります。

名称	項目	負担割合 1 割	負担割合 2 割	負担割合 3 割
緊急時施設療養費（3 日を限度）	利用者の病状が著しく変化した時に緊急的な医療行為を行った場合に算定します。	525 円／日	1,050 円／日	1,575 円／日
重度療養管理加算 1（要介護 4,5 に限る）	計画的な医学的管理を継続し、かつ療養上必要な処置を行った場合に算定します。	123 円／日	246 円／日	369 円／日
送迎加算（片道につき）	送迎を行った場合に算定します。 （通常の送迎の実施地域は、宇治市、城陽市、久御山町）	188 円／回	377 円／回	564 円／回
緊急短期入所受入加算（14 日間限度）	緊急短期入所療養介護を受入れた場合入所した日から 7 日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日）を限度として加算します	93 円／日	185 円／日	279 円／日
療養食加算	医師の指示箋に基づき療養食【糖尿病・腎不全・透析・肝臓病・潰瘍・膵胆・貧血・高脂血症・心臓及び特別な場合の検査食等】を提供した場合に加算します。	8 円／回 （1 日に 3 回を限度）	16 円／回 （1 日に 3 回を限度）	24 円／回 （1 日に 3 回を限度）
若年性認知症利用者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、当該利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合に加算します。	124 円／日	247 円／日	372 円／日
個別リハビリテーション実施加算	医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、入所の日から 3 カ月以内の方を対象に集中的なリハビリテーションを個別に実施した場合に加算します。	247 円／日	493 円／日	741 円／日

名称	項目	負担割合 1 割	負担割合 2 割	負担割合 3 割
夜勤職員配置加算	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たした体制をとっている場合に加算します。	25 円／日	50 円／日	75 円／日
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	施設介護職員の総数のうち、介護福祉士が 80 % 以上配置されている場合に加算します。	23 円／日	45 円／日	68 円／日
総合医学管理加算	治療管理を目的とし、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合に、7 日を限度として加算します。	282 円／日 (7 日限度)	564 円／日 (7 日限度)	846 円／日 (7 日限度)
在宅復帰在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	※在宅復帰在宅療養支援とは入所者様が在宅へ退所するにあたって支援を行うサービスですが、入所者様全員が算定の対象となります。また、在宅へ退所される方の割合などの算定基準があり基準を満たさない場合は算定いたしません。 ※在宅強化型老健	52 円／日	105 円／日	157 円／日
生産性向上推進体制加算Ⅱ	見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入し、1 年以内ごとに 1 回、業務改善の取組による効果を示すデータを提出する場合に算定します。	10 円／月	21 円／月	31 円／月
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に 7.5 % を乗じた金額。			